

シリーズ
**マイナンバー
制度** Vol.7
企画課政策推進係
☎0824-73-1112

個人番号カード(マイナンバーカード)の疑問にお答えします。

個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のカードで、**希望者だけに交付されるカード**です。

市役所や勤務先でマイナンバーを確認する手続きは、**通知カード**(平成27年10月～12月に全世帯に郵送で配布された緑色のカード)でも可能です。

●個人番号カードのメリット

1. **本人確認の際の公的な身分証明書**
行政手続きや金融機関などで公的な身分証明書として利用できます。

2. **各種行政手続きのオンライン手続き**
個人番号カードに電子証明書を付けると、マイナポータル(注※)の利用やe-Tax(電子申告・納税システム)などのオンライン手続きに利用できます。

注※ 行政機関がマイナンバーの付いた

自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関からのお知らせを自宅のパソコンなどから確認できるものです。(平成29年1月から開始予定)

●個人番号カードの申し込み方法

通知カードの下に付いている「個人番号カードの交付申請書」に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してください。

この申請書に記載された氏名住所に変更がある方や申請書を紛失した方は、市民生活課または各支所市民生活室へお問い合わせください。

●個人番号カードの受け取り方法

市役所(本庁・支所)で申請した本人が受け取ってください。その際には身分証明書などが必要です。詳しい持参物は、交付通知書(ハガキ)をご覧ください。

注意 平成28年度(平成27年分)市県民税の申告の申告書には、マイナンバーを記入する必要はありません。

○マイナンバー制度に関するお問い合わせや出前トークの申し込み
企画課政策推進係
☎0824・73・1112

○通知カードや個人番号カードに関する問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
☎0824・73・1157

○消費者ホットライン
「局番なしの188」へ

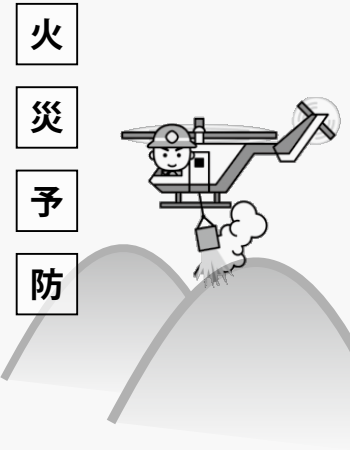
安心・安全な毎日のために

春の全国火災予防運動

3月1日(火)～7日(月)

全国統一防火標語
**無防備な
心に火災が
かくれんぼ**

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民のみなさん一人一人の防火意識を高めていくことを目的として実施します。



山火事のほとんどは、ちよつとした不注意によって起きています。私たち一人一人が火の取り扱いに注意することで山火事を未然に防止できます。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005

1 枯草などがある火災が起きやすい場所では、たき火をしないこと

2 たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

3 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

4 たき火など、火災とまぎらわしい行為をする際は消防署へ届け出をすること

5 たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと

6 火遊びはしないこと

住宅用火災警報器の維持管理を

(消防法により全ての住宅に設置することが義務化されています。)



次の2つのことに注意して適正に維持管理してください。

1 ほこりが入ると誤作動を起こす場合があるので、定期的な手入れをしましょう。

2 点検ボタンを押すか点検ひもを引いて、定期的に作動確認をしましょう。